（標準的な官職を定める省令の一部改正）

第三条　標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一　二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	［略］		
	四　陸上総隊司令部及び方面総監部	二十一　この項第二欄第四号に掲げる部局又は機関等（以下この項において「陸上総隊司令部等」という。）の課の所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階	［略］
		二十二　陸上総隊司令部等の課長又は前号に規定する官職（次号において「課長等」という。）の指揮監督を受け、専門的事務を処理し、次号又は第二十四号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	［略］
		二十三　陸上総隊司令部等の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階又は課長等の指揮監督を受け、専門的事務を処理する官職の属する職制上の段階	［略］

改正前

［同上］

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
［同上］	［同上］		
	四　方面総監部及び中央即応集団司令部	二十一　この項第二欄第四号に掲げる部局又は機関等（以下この項において「方面総監部等」という。）の課の所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階	［同上］
		二十二　方面総監部等の課長又は前号に規定する官職（次号において「課長等」という。）の指揮監督を受け、専門的事務を処理し、次号又は第二十四号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	［同上］
		二十三　方面総監部等の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階又は課長等の指揮監督を受け、専門的事務を処理する官職の属する職制上の段階	［同上］